

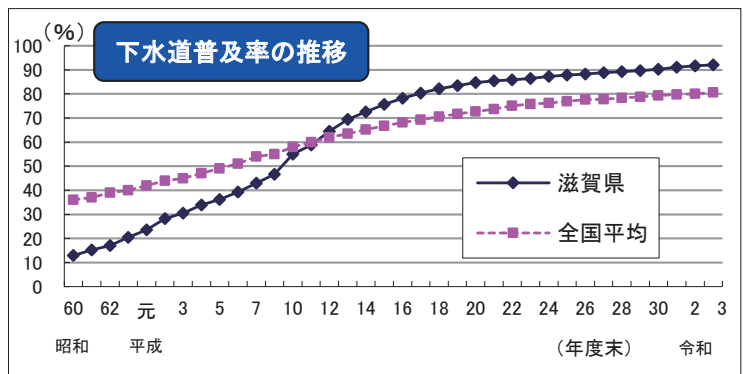
下水道課（琵琶湖環境部）

県では、清潔で快適な生活環境の創出や、びわ湖の水質改善、雨に強い街づくりなどを目的に、流域下水道の建設と維持管理を行うほか、市町が実施する公共下水道整備の促進を図っています。

1 清潔で快適な生活環境をめざして ～下水道の普及拡大～

生活環境の改善をめざして昭和48年から流域下水道の建設を進めてきた結果、下水道普及率は令和3年度末現在、92.1%（全国第6位）となりました。

令和2年度末に「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の第1期と「マザーレイク21計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に一元化し、下水道事業を進めています。また、県民や事業者の方の主体的な取組については、琵琶湖の課題解決に関わることのできる新たな仕組み「マザーレイクゴールズ(MLGs)」を構築しました。



「琵琶湖保全再生施策に関する計画」

◇国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、平成29年3月に「琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）」を策定しました。平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までを第1期、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを第2期として、琵琶湖の保全及び再生に向けて施策を推進していきます。

東北部処理区では、農業集落排水地域を接続し、処理区域の拡大を図るべく、幹線管渠の延伸を行っています。



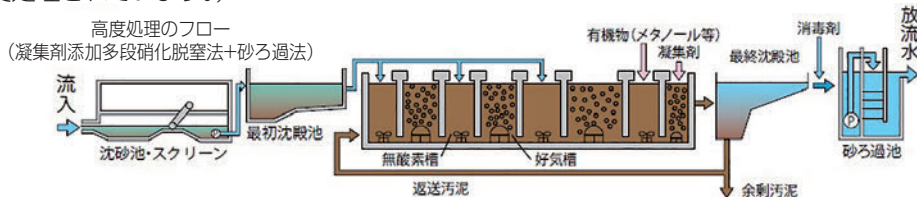
【湖東幹線(東近江市)のマンホール内部】

2 琵琶湖の水質改善をめざして

(1) 高度処理の導入

汚水の処理には高度処理を導入し、通常の有機物除去を中心とした処理に加えて、窒素とリンの除去を行い、びわ湖の富栄養化防止対策に努めています。

(令和3年度末現在、滋賀県の下水道普及率は92.1%、高度処理実施率は88.8%であり、下水道へ排出される汚水のほとんどは高度処理されています。)



(2) 老朽化した施設の改築・更新

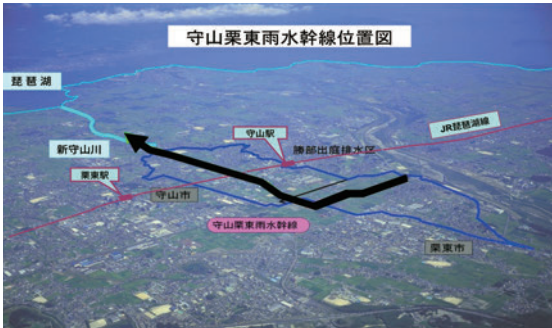
滋賀県が管理する一番古い下水処理場は、昭和57年4月から供用開始しています。既に40年が経過し、施設の老朽化が目立ってきています。琵琶湖の水質保全や下水道利用者の利便性のため下水処理場は休むことなく継続して運転し続ける必要があります。そこで、滋賀県の4つの下水処理場では優先順位を考えて、計画的に改築更新事業を進めています。



湖南中部浄化センター 劣化が進む水処理施設（改築更新工事中）

3 雨に強い街づくりをめざして ～浸水対策事業～

都市部での集中豪雨時に家屋の浸水が発生するのを防ぐため、守山市と栗東市にまたがる区域を対象に守山栗東雨水幹線の建設に取り組んでおり、令和5年2月に整備完了しました。



守山栗東雨水幹線の位置図および施設写真

4 資源の再利用をめざして ～下水道資源の有効活用～

下水汚泥燃料化事業（湖西浄化センター）

脱水汚泥を原料として燃料化物を製造する汚泥燃料化施設が、平成28年1月から稼働しています。

焼却後産廃処分としていた下水汚泥の資源化を図ると共に、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献します。



製造した燃料化物



汚泥燃料化施設

コンポスト化事業（高島浄化センター）

脱水汚泥を原料としてコンポスト（汚泥発酵肥料）を製造するコンポスト化事業を進めています。製造したコンポストを地域で利用する地産地消による資源循環の構築を目指し、肥料効果や安全性の確認のため、栽培試験等を行っています。



コンポスト化事業イメージ図



上：高島浄化センター試験ほ場
下：栽培試験